

社会福祉法人木華会 役員等の報酬等に関する規程

(常勤は職員給与有及び出席・業務報酬無・
非常勤役員評議員は出席・業務報酬有)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人木華会（以下「当法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに実費弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤理事は、当法人職員を兼務し、職員給与を支給する。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 非常勤役員等とは、非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 実費は、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費）等報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の理事会、議員会又は評議員選任・解任委員会への出席)

第4条 非常勤役員等が理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときは、定款の規定に基づき、別表1により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同日にあわせて法人及び施設運営等のために業務にあたった場合は、本条の報酬等及び実費弁償費は支払わない。

(非常勤役員等の理事会及び評議員会への出席以外の業務)

第5条 非常勤役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬等及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の支給及び方法)

第7条 非常勤役員等の報酬及び実費弁償費は、その全額を通貨で直接支払うものとする。
ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支払うものとする。

2 非常勤役員等本人が報酬の全部又は一部につき、金融機関の本人名義の預貯金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

3 非常勤役員等の報酬の支給日は、理事会及び評議員会の出席の都度又は業務を行った都度、もしくは月額支給の場合は1日から月末日までを計算期間とし25日に支給する。但し、支給当日が金融機関の休日に当たる場合は前日に繰り上げて支給する。

(出張旅費)

第8条 非常勤役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月30日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理 事 会 出 席 報 酬 等 (日 額)	5, 1 5 7 円 (源泉含む)
評 議 員 会 出 席 報 酬 等 (日 額)	5, 1 5 7 円 (源泉含む)
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 出 席 報 酬 等 (日 額)	5, 1 5 7 円 (源泉含む)

別表 2

名 称	報 酬
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日 額)	5, 1 5 7 円 (源泉含む)
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日 額)	5, 1 5 7 円 (源泉含む)

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報 酬 (日 額)	そ の 他
実 費	実 費	5, 1 5 7 円 (源泉含む)	実 費

＊但し、役員に対する報酬は、理事については各年度の総額が 35 万円を超えない範囲、監事については各年度の総額が 15 万円を超えない範囲で支給することができるものとする。（令和 5 年 6 月 1 4 日評議員会にて決定）